170

質問第一七〇号平成二十年三月十二日提出

外務省職員の長期欠勤に対する外務省の対応及び説明に関する第三回質問主意書

提出者 鈴木宗男

外務省職員の長期欠勤に対する外務省の対応及び説明に関する第三回質問 主意書

「前回答弁書」 (内閣衆質一六九第一三三号) を踏まえ、 再度質問する。

に、 号、 ている。 事務を代行する者をあらかじめ指名する等により、業務に支障が生ずることのないよう対応することとし 答弁書(平成二十年一月十一日内閣衆質一六八第三六一号、平成二十年一月二十九日内閣衆質一六九第四 竹内春久国際情報統括官か、 府答弁書 お答えしたとおりである。 たり休暇を取得していることについて、 (内閣衆質一六九第四号) 現在外務省国際情報統括官組織国際情報官 平成二十年二月八日内閣衆質一六九第三九号、平成二十年二月二十九日内閣衆質一六九第九九号) 休暇を取得する期間を分散させたり、 御指摘の職員の場合にも、 (内閣衆質一六八第三六一号)では ر کر では「一般に、 または堀之内秀久参事官かと再三問うているが、 やはり明確な答弁がなされていない。 同様の対応をとっている」旨の、また同年同月二十九日の政府答弁書 現在加賀美氏が行うべき事務、 やむを得ず一定期間まとめて取得する必要があれば当該職員の 課又は室の長が休暇等により不在となる場合には、 (第四担当) 「職員が長期間にわたって休暇を取得する場合には、 として配属されている加賀美正人氏が長期にわ 決裁等の業務を代行しているのは 例えば二〇〇八年一月十一 「前回答弁書」でも 所属部局の 日 「先の . の 政 で 般

どの者が 暇を取得するにあたり、 幹部職員等にその事務を代行等させることとなる。」との答弁がなされているところ、 加賀美氏の業務を代行すべく指名され、 加賀美氏に替えて別の者をその職に充てているわけではな 現在加賀美氏の業務を代行しているのか明らかにされた いにせよ、 加賀美氏が長期休 あら かじめ

15

ては、 種手当を減額することなく満額を支給する等、 務時間法等に定められている。 られるのかとの問いに対して、 がなされているが、 手当及び休暇期間については、 病気休暇、 に関する法律 外務省職員が長期休暇を取得する際に本俸、 国家公務員の育児休業等に関する法律 特別休暇及び介護休暇とされており、 (平成六年法律第三十三号。以下 これまで外務省において、 職員の育児休業期間、 「前回答弁書」では、 般職 の職員 の給与に関する法律 (平成三年法律第百九号) 等に定められている。」との答弁 例えば長期休暇を取得しているのにもかかわらず本俸や各 各種手当はどの程度減額され、どの程度の休暇期間 右答弁にある 「勤務時間法」 職員が休暇の取得等により勤務 育児休業をしている期間の給与及び各種手当につい 「職員の休暇は、 「勤務時間法」 という。) (昭和二十五年法律第九十五号) 第十六条において、 般職の職員の勤務時間、 一般職の職員の給与に関す しない場合の給与、 年次休暇 及び勤 休暇等 的が認め 各種

る法律、 国家公務員の育児休業等に関する法律等に違反する形で、 職員の長期休暇が認められた事例はあ

るか。

 \equiv 「前回答弁書」で外務省は、二で挙げた法律に違反する形で外務省職員が長期休暇を取得した事例はあ

るかとの問いに対して「御指摘のような事例があるとは承知していない」と答弁しているが、 外務省が承

知していないだけで、二で挙げた法律に違反する形で外務省職員が長期休暇を取得していた事例が実際に

はあったという事実は過去にないか。

兀

三で、外務省として承知していないのならば、

その様な事例が過去並びに現在においてないかどうか、

外務省として何らかの調査をする考えはあるか。

右質問する。